

令和7年4月1日より令和5・6年度の「技術者カード」
(市に登録のある者)からの技術者選任を不要とします

これまで本市発注工事では、技術者カード(市に登録のある者)からの技術者選任を求めていましたが、令和7・8年度建設工事入札参加資格において、技術者カードを廃止したことに伴い、令和7年4月1日より、令和5・6年度の技術者カードからの技術者選任を不要とします。

今後、工事を受注した場合は、技術者カード(市の登録)に関わらず技術者を配置できますが、建設業法を遵守した適正な技術者の配置をお願いします。
※工事監督課への提出書類は変更ありません。

また、技術者カードからの技術者選任を不要とすることにより、令和5・6年度の技術者カードの変更届の提出を不要とします。(既に電子申請で変更届入力済の方についても、書類の提出は不要です。)

【問合せ先】

技術監理局契約制度課

093-582-2545